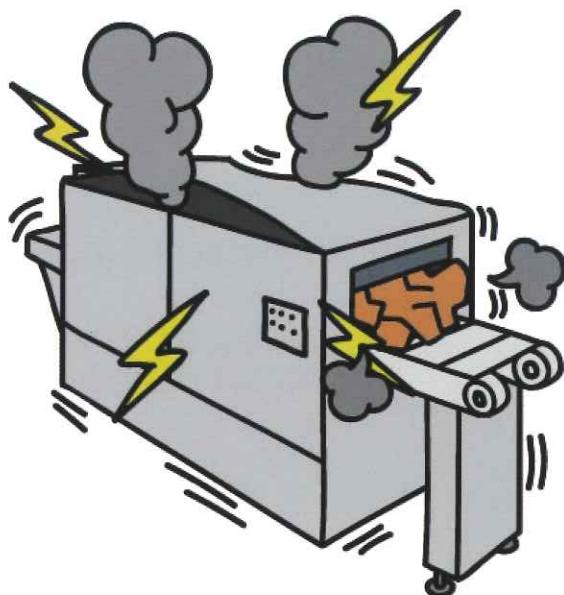


一般社団法人 日本金型工業会の皆様へ

平成29年度

機械補償制度のご案内

(機械保険)



機械設備・装置を不測かつ突発的な事故から守る！

年間を通じて任意にご加入できます

(詳しい保険期間については、ご契約時に申込書をご確認ください。)

<お問い合わせ先>

日本金型工業会指定
代理店 : 株式会社 三枝(さいぐさ)
(住所) 〒173-0012 東京都板橋区大和町4-3
(TEL) 03-3962-8855 (FAX) 03-3963-7440

幹事引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社
担当課 : 北東京支店 マーケット開拓チーム
(住所) 〒170-6030 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル30階
(TEL) 03-5985-0750



一般社団法人 日本金型工業会
Japan Die & Mold Industry Association.

機械補償制度の特長

1

機械設備・装置*の復旧のために支出した修理費等の損害に対して保険金をお支払いいたします。

2

機械設備・装置*に生じた不測かつ突発的な事故による損害のほか、火災、落雷、爆発によって生じた損害を補償いたします。

3

工場内の機械、機械設備または装置*が一括して保険の対象となりますので、ご契約の手続きが簡単です。

* 稼働可能な状態(検査、整備、修理または事業場において移設のために一時稼働していない状態を含みます。)にある機械設備装置に限ります。

この保険契約の保険の対象は、保険証券記載の金属工場内において、その工場の機能を維持するために設置されている機械、機械設備または装置のすべて(*1、*2)とします。

*1 次に掲げるものは保険証券に明記された場合に限り、保険の対象に含まれます。

①ボイラ、②蒸気タービン装置、③ガスタービン装置、④ディーゼル発電機、⑤ガスエンジン発電機

*2 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

①金属プレス(自動連続プレス、スクラッププレス、クランクプレス、パワープレス、ドローアイングプレス、プレスブレーキ、ネジプレス、フリクションプレス、油圧・水圧プレス等)のブレーキバンドまたは鍛造器のブレーキバンド、②溶解炉本体、③フォークリフト、トラッククレーン、クローラクレーン、ブルドーザ、パワーショベル等の自走式の運搬・荷役機械、④コンクリート製・陶磁器製(碍子・碍管は、保険の対象に含まれます。)・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具、⑤消火剤、薬液、イオン交換樹脂、断熱材、保温剤、ケイ石またはレンガ、⑥可搬式または移動式の事務用機器

保険金をお支払いする損害例①

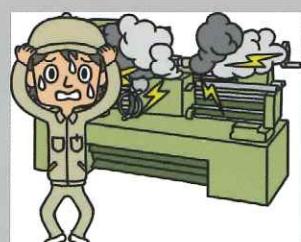
◎過負荷によるプレスの損壊



損害額の見積り例

900万円

◎操作ミスによる主軸の衝突



損害額の見積り例

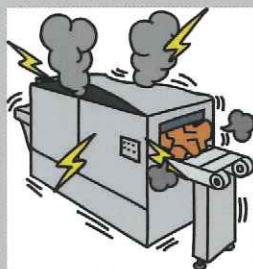
360万円

保険金をお支払いする損害例②

◎異物の巻き込みによる機械の破損

損害額の見積り例

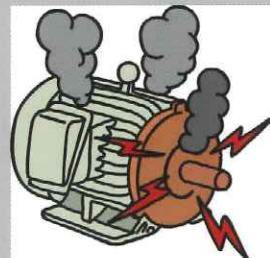
750万円



◎モーターの焼付き

損害額の見積り例

550万円



金属工場の事故例

業種	機械種別	損害状況
金属加工	横中ぐり盤	バイトをラダーストックに衝突させたため、スピンドル、ギア、フライス軸が破損した。
金属加工	旋盤	刃物の取付けを誤ったため、チャックが他物と衝突し破損した。
電気機械器具製造	フライス盤	被加工物を刃物台に衝突させたため、刃物台のアームに亀裂が生じた。
金属加工	配電盤	落雷のため、低圧盤および配線が焼損した。
金属加工	天井クレーン	ブレーキの効き目が甘くなっていたことに気付かず運転したため、ストッパーに衝突し、脱輪して走行車輪等が破損した。
金属加工	天井クレーン	定格の負荷を誤ったため、コイルが焼損した。
金属加工	ポンプ	異物を吸い込みモーターに負荷がかかり、モーターが焼損した。
金属加工	平削盤	工場内で移設のため当該機をクレーンで吊り上げたところ、誤って床に落としテーブル部分を折損した。
電気機械器具製造	コンデンサ	変電所内にネコが入り事故点で感電したため、コンデンサが損傷した。

保険金額の設定

保険金額は、取得価額をもとに加入時点の再取得価額を算出し設定します。資産台帳をご確認ください。不明の場合は代理店までご相談ください。

保険金額は新調達価額*といいたします。

保険金額が新調達価格に不足する場合は、その不足する割合によってお支払する保険金が削減されます。

* 新調達価額

保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額をいいます。この価額には、機械本体の価格に加え、機械を運転可能な状態に設置するために要する費用(運賃、組立・据付費、試運転・調整費等)を含める必要があります。

保険料例① ~初めて一般社団法人日本金型工業会機械補償制度に加入される場合~

保険金額	自己負担額(免責金額)	保険料(一時払)
1億円	10万円	344,000円

(保険期間: 1年間)

保険料例② ~既に一般社団法人日本金型工業会機械補償制度に加入されている場合~

<保険期間満了日4か月前までの過去2年8カ月の通算損害率が0%~25%未満の保険料例>

保険金額	自己負担額(免責金額)	保険料(一時払)
1億円	10万円	188,000円

(保険期間:1年間)

*上記保険料は通算損害率が最も低かった場合の例です。通算損害率によってお客様ごとの適用保険料は異なってきますので、詳細は代理店までご照会ください。

お支払いする保険金

以下の保険金をお支払いいたします。(臨時費用保険金は特約付帯により、お支払いいたしません。)

①損害保険金

金属工場内の機械、機械設備または設備が損害を被った場合、事故直前の運転可能な状態に復旧するために必要な修理費および損害防止費用の合計額から、残存物価額および自己負担額を差し引いてお支払いいたします。

*4

$$\text{損害保険金 * 1} = \boxed{\text{修理費 * 2 + 損害防止費用 * 3}} - \boxed{\text{残存物価額 * 5}} - \boxed{\text{自己負担額 * 6}}$$

*1 損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額(保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

*2 修理費:新部品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等ただし、以下は修理費に含まれません。

- (1)国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
- (2)仮修理費(本修理の一部をなす部分は修理費に含みます。)
- (3)損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
- (4)模様替えまたは改良による増加費用
- (5)損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用

*3 損害防止費用:損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用。ただし、暴風による損害に対しては、お支払いできない費用がございます。詳細は、代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

*4 修理費および損害防止費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他止むを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に保険証券記載の事業場において復旧を行わなかった場合には、損害が発生した時における金属工場内の機械、機械設備または装置の時価額(新調達価額から使用による減価を差し引いた額)が限度となります。

*5 残存物価額:修理に伴って残存物がある場合のその価額

*6 自己負担額:損害額のうち100,000円を被保険者に負担いただきます。

②残存物取片づけ費用保険金

損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の6%を限度に、お支払いいたします。

お支払いの対象となる主な損害

金属工場内の機械、機械設備または装置に次のような不測かつ突発的な事故により物損的損害が生じた場合に保険金をお支払いいたします。ただし、お支払いの対象とならない主な損害を除きます。

- ①従業員や第三者の運転、取扱上のミス、過失による事故
- ②設計、製造または材質の欠陥による事故
- ③工場製作または組立作業の欠陥による事故
- ④保守点検の不良による事故
- ⑤ショート、アーク、スパーク、過電流などの電気的事故
- ⑥回転機械の飛散、破壊事故
- ⑦凍結事故
- ⑧他物の衝突、落下事故
- ⑨落雷事故

等

お支払いの対象とならない主な損害

次のような損害については保険金をお支払いいたしません。詳細は、機械保険普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および金属工場機械包括契約特約条項等のセットされる特約条項をご確認いただくか、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- ①ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、これらの方の法定代理人または事業場責任者の故意または重大な過失による損害
- ②①に掲げる方以外の方が保険金を受け取られる場合は、その方またはその方の法定代理人の故意または重大な過失による損害。ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。
- ③契約の時に、既に保険の対象に存在し、かつ、ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)または事業場責任者が知っていた瑕疵もしくは欠陥または重大な過失によって知らなかつた瑕疵もしくは欠陥による損害
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動等による損害
- ⑤騒じよう、労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱による損害
- ⑥官公庁による差押え、収用、没収または破壊による損害
- ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ⑧雪崩(なだれ)、崖(がけ)崩れ、土砂崩れ、土地の沈下・隆起・移動、高潮、洪水またはダム・湖沼・貯水池・河川・水路・雨水・地下水の氾濫(はんらん)による損害
- ⑨核燃料物質、放射能汚染等による損害
- ⑩紛失、盗難、詐欺または横領による損害
- ⑪腐食、さび、侵食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
- ⑫日常の使用または運転に伴う摩滅、消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害
- ⑬ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害
- ⑭保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害
- ⑮保険の対象の納入者が法律上または契約上責任を負うべき損害
- ⑯保険料領収前に生じた事故による損害

等

上記に加え、機械保険では機械、機械設備または装置の不調・不具合等の事故に物的損傷が伴わない場合は保険金をお支払いいたしません。

その他プランをご希望の場合

機械補償制度で補償する火災保険部分の対象は、据付機械、受配電設備、空調設備とCAD/CAMIに接続するコンピュータのハードウェア等になります。建物、什器備品、製品半製品仕掛品等は対象になりません。

次のような場合には、個別にプランニングいたしますので、代理店までご相談ください。

- ・建物や什器備品まで含めて保険に加入したい。
- ・火災保険に加入しているので、火災、落雷、爆発は補償から外してほしい。
- ・水災を補償内容に加えて欲しい。

等

もし事故が起きた場合は

損害が生じたことを知った場合には、直ちにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

※保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります（その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。

ご契約の際のご注意

- ①告知義務：申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ②通知義務：ご契約後に申込書等に☆が付された事項および保険契約にセットされている各種特約条項に規定されている通知義務に関する規定として記載された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払できないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- ③この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ④保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ⑤保険料を払い込まれる際は、引受保険会社所定の保険料領収証を発行することといたしますので、ご確認ください。
- ⑥質権を設定される場合には、特段のお申し出がないかぎり、ご契約者と質権者との間で保険証券は質権者が保管するとの合意があったものとして、質権者に証券（本紙）を送付いたしますので、ご了承ください。
- ⑦ご契約後、1か月が経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。
- ⑧ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- ⑨代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、ご契約の代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- ⑪保険金額（ご契約金額）が一定金額を超えるご契約等については、「テロ危険不担保特約条項」をセットしてお引き受けすることとなります。詳細は、ご契約の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご契約を取り消すことができます。
- (2)ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご契約は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があつた場合

共同保険について

本保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事保険会社とし、三井住友海上火災保険株式会社、を非幹事とする共同保険です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、引受割合につきましては代理店にご確認ください。

このパンフレットは、機械保険の内容についてご紹介したもので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、機械保険普通保険約款および特約条項によりますが、ご不明な点がありましたら代理店または引受保険会社までお問い合わせください。